琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業
仕様書

国立大学法人琉球大学（以下、「本学」という。）が、本学大学会館（全保連ステーション）においてカフェテリアを運営する事業者（以下「事業者」という。）を「企画競争を前提とする公募（プロポーザル方式（企画競争）入札」にて選考するにあたり、仕様を以下のとおり定める。

１．募集概要
（１）事業名
琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業

（２）事業内容
本学大学会館（全保連ステーション）の１階の指定区画を有償で貸し付け、学生及び教職員等のためのカフェテリアの運営業務全般を実施する。

（３）運営場所
沖縄県中頭郡西原町字千原１番地　国立大学法人琉球本学大学会館（全保連ステーション）１階　厨房及び倉庫等　２８㎡（詳細は別添平面図のとおり）

（４）事業期間
令和７年４月１日～令和１０年３月３１日（３年間）とする。ただし、３年を超える事業実施期間の企画提案を妨げるものではなく、３年を超えてもなお本学にとって優れた提案であると判断した場合はこの限りではない。

（５）基本事項
① 学生数（西普天間キャンパスの学生を除く）　6,159 人（令和 6 年 11 月現在）
② 教職員数（西普天間キャンパスの教職員を除く）　1,408 人（令和 6 年 11 月現在）
③ 学生の長期休業期間（令和 6 年度実績等）
・夏季　8/9～9/30
・冬季　12/24～1/5
・春季　2/13～3/31

２．営業日・営業時間等
（１）営業日・営業時間、休業日・休業時間については、原則、次のとおりとする。
① 営業日・営業時間
平日 9:00～15:00
② 休業日
日曜日及び国民の祝日、年末年始（原則として 12 月 29 日から 1 月 3 日）、その他本

学が特に定めた日

（２）本学が特に必要とする時は、営業時間の延長や休業日の営業を依頼することがあるため、協議の上、事業者は真摯に対応すること。

また、特別の理由がある場合や不測の事態（感染症の流行等）等が発生した場合は、その状況を踏まえ、本学と協議の上、営業時間の縮小や営業日の休業等について決定する。その他臨時的な休業日等が生じる際には、事前に本学の承認を得ること。

３．運営業務

（１）教職員及び学生等の健康に留意した多様な選択肢を提供できるよう配慮するとともに、安全で良質な飲食物を安定的かつ継続的に提供すること。

（２）カフェテリアで販売する食事の献立表及び価格表を作成し、利用者が見やすい場所に提示すること。

（３）アルコール類の販売は不可とする。

（４）自動販売機（食事提供のための券売機等を除く）の設置は認めない。

（５）本学は、敷地内及び建物内全面禁煙であるため、店内は完全禁煙とし、喫煙所等の設置は認めない。

（６）許可を受けた場所以外での張り紙、看板等の表示又は掲出は認めない。許可を受けた場所での張り紙、看板等の表示又は掲出を行う場合は、事前に本学の承認を得ること。

（７）代金は、利用者からその都度徴収すること。

（８）調理時及び飲食後に発生する残飯等の廃棄物を適正に処理すること。

（９）調理器具及び食器類等を洗浄の上必要に応じ消毒すること。

（１０）毎日の業務終了後に、厨房、その他業務で使用した施設・設備を清掃すること。

（１１）適切な防火・防犯対策を行うこと。

（１２）適切な人員配置を計画し、適切な従業員教育を行うこと。

（１３）関係法令の遵守及び衛生管理

① 事業者は、業務を遂行するに当たり、食品衛生法及び関係法令を遵守するとともに、食品衛生法に係る諸手続について責任をもって実施すること。

② 事業者は、調理師を適切に配置するとともに、食中毒の防止を徹底するため、厨房内の衛生管理及び食材料の品質管理等を自己の責任をもって実施すること。

４．経費負担

（１）本学負担

① 本学大学会館（全保連ステーション）１階カフェテリアのテーブル・イス等の備品

② その他本学が認めた費用

（２）事業者の負担

事業者は次の経費を負担するものとする。

① 本学大学会館（全保連ステーション）１階カフェテリアの店舗内装、設備整備、什器類購入等にかかる諸経費

② 事業に必要な物品（食器類・備品・消耗品等）に係る経費

③ 事業者の使用部分及び事業者が設置した設備・物品類等に係る修繕等維持費
④ 事業実施に係る食材料費、人件費、保健衛生費、営業に関する経費
⑤ 建物貸付料
⑥ 事業者の使用部分に係る光熱水費
⑦ 事業者の使用部分、調理器具、什器等の清掃に係る費用
⑧ 害虫駆除実施に係る費用（キャンパス全体で実施するタイミングで実施することも可）
⑨ 事業者が使用する厨房等その他関連部分から発生する廃棄物（一般廃棄物、産業廃棄物等）の処理に要する経費
⑩ 店舗事務所等の電話設置にかかる経費
⑪ 運営事業終了時の原状回復に係る費用
⑫ その他、事業者が本学大学会館（全保連ステーション）１階カフェテリアの運営に伴い必要とする経費

（３）その他

上記以外について経費が発生し、負担区分について疑義が生じた場合は、本学及び事業者双方が協議の上、負担区分を決定すること。

５．販売手数料及び運営に係る建物貸付料

（１）販売手数料については、売上高（消費税抜き）に事業者の提案した率を乗じた額とする。事業者は四半期ごとの売上高を月末締めにて翌月の１０日までに報告すること。

（２）事業範囲の建物貸付料については有償とし、「国立大学法人琉球大学土地・建物貸与要領」（平成１６年４月１日制定）により算定を行い、月額５００円(税抜)/㎡を下限に業者提案により決定する。なお、公租公課が生じた場合は、事業者の負担とする。ただし、経済情勢の変動、本学規則の改廃、本学が準用する関係法令等の改廃、その他の事情により本学が必要と認める場合は、建物貸付料等を改定することがある。この場合においては、本学は事業者と協議の上、契約書の改定等を行う。

６．委託の禁止

事業者は、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、学生部学生支援課と協議の上、再委託の承認を受けた場合は、その限りでない。

７．情報公開及び調査等

事業者は、本学から情報公開、調査及び報告等を要請した場合は、即時、これに応ずるものとする。

８．検査等

（１）本学は、事業者に対して定期的に業務運営に関する検査を行う。

（２）前記の検査の結果、業務内容が本仕様の条件等を満たしていないと判断した場合には、口頭又は書面により改善要求を行うものとする。

（３）前記に関し、書面等による改善要求をしたにも関わらず改善されない場合は、業務委

託を取り消すものとする。

９．基本的遵守事項

（１）事業者は、使用する設備等に関して、善良なる管理者の注意をもって業務を遂行すること。

（２）事業者は、事業期間中、事業範囲をサービスの提供にふさわしい環境に維持するよう定期的に清掃し、衛生上、良好な環境を維持すること。

（３）従業員の配置については、事業を円滑かつ安全に遂行されるよう留意し、事業を実施する上で必要かつ十分な従業員を配置すること。なお、従業員のうち１名を、本学との連絡調整を行う現場責任者として配置すること。また、従業員に対しては、名札又は身分証を携帯・表示させること。

（４）業務委託施設の改良等、現状を変更しようとするときは、本学の承認を得ること。

（５）業務委託施設は、カフェテリア業務以外のために使用しないこととし、転貸し、又は担保に供してはならない。

（６）業務委託施設は、契約期間満了の日までに、原状回復の上返納すること。

（７）本学の必要又は事業者の都合により、その期間を終了させた場合、事業者は速やかに原状を回復し引き渡すこと。

（８）事業者は、業務委託施設を滅失し、又は損傷したときは、直ちに本学に報告し、その指示に従うこと。

（９）前号の滅失又は損傷の原因が事業者の責に帰すべきときは、事業者は弁償しなければならない。

１０．契約等

（１）本学と事業者は、カフェテリアの運営について、「琉球大学大学会館（全保連ステーション）カフェテリア運営事業契約書（案）」を基本とする事業契約を締結する。契約期間は、1.（4）事業期間のとおりとする。

（２）本学が事業者について業務委託契約等に違反する事実があったと認めるとき、又は本学及び事業者が事業の継続が不可能と認めたときは、契約を解除できるものとする。

（３）契約の解除を行うとき又は本学若しくは事業者が事業の終了を望むときは、終了の３ヶ月前までに相手方に通知し、契約の解除に関しての協議を行うこと。

（４）事業者は、契約期間が満了したとき又は前項(2)により契約が解除となったときは、事業者の負担において本学と協議のうえ決定する期日までに施設等を原状に回復して返還しなければならないものとする。ただし、本学が特に承認したときは、この限りではない。

また、事業者が原状回復を履行しないときは、本学は事業者の負担においてこれを行うことができるものとする。この場合、事業者は本学に異議を申し立てることはできないものとする。

（５）以下の一に該当するときは、業務委託契約を取り消すことがある。

① 貸付料及び光熱水費を３ヶ月以上滞納したとき。

② 業務委託施設を契約目的以外の用に供したとき。
③ 大学の業務に支障が生じたとき。
④ 正当な理由なくして本契約に違反したとき。
⑤ 破産等の申し立てをし、又はその宣告を受けたとき。

１１．その他

本仕様書に定めのない事項については、本学と協議の上決定すること。

棟　別　平　面　図

学校番号	学　校　名	団地番号	団　地　名	棟番号
0400	琉　球　大　学	010	千原団地	077

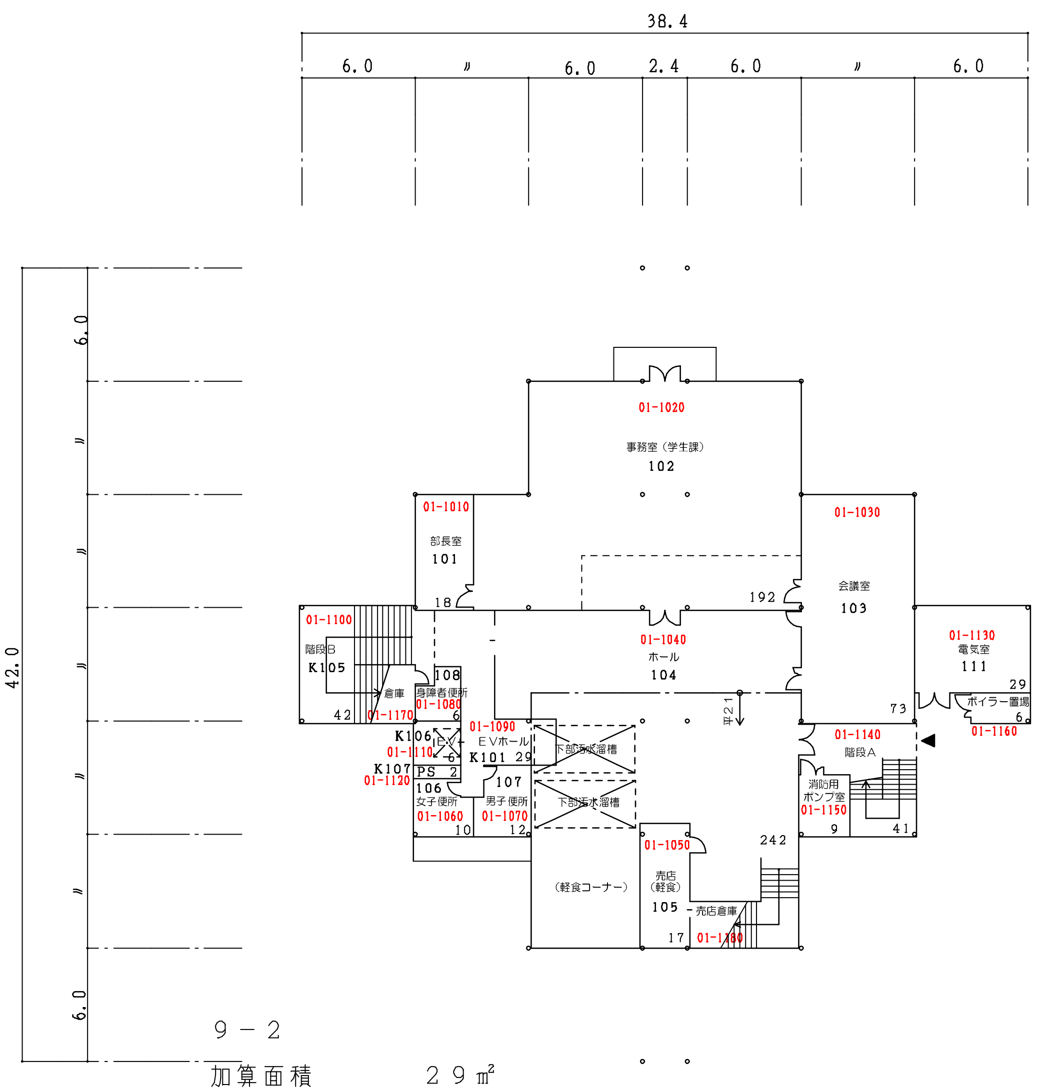

1階平面図　S＝1／400

床面積730㎡

9－2
加算面積　29㎡
↓
設備室　29㎡

加算面積区分　9－2　78㎡

棟名称	建築年	構造・階数	施設調査単位 番号	名称	色区分	面積
大学会館	S58	R3	6320	大学ホール	□	1,160
			6410	大学福利施設	□	528
			6960	本部等設備室		78
	H21		6410	大学福利施設	□	417
			合計面積			2,183

整理番号　3　－112－

写真１

写真２

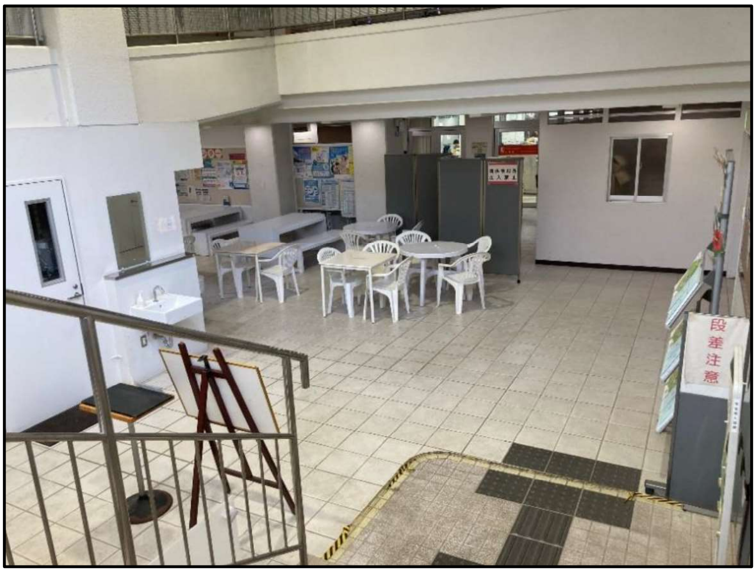

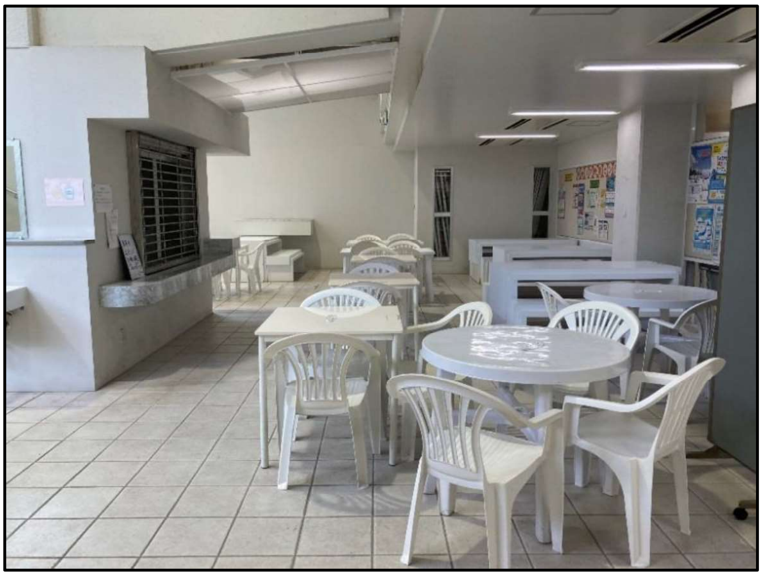

写真３

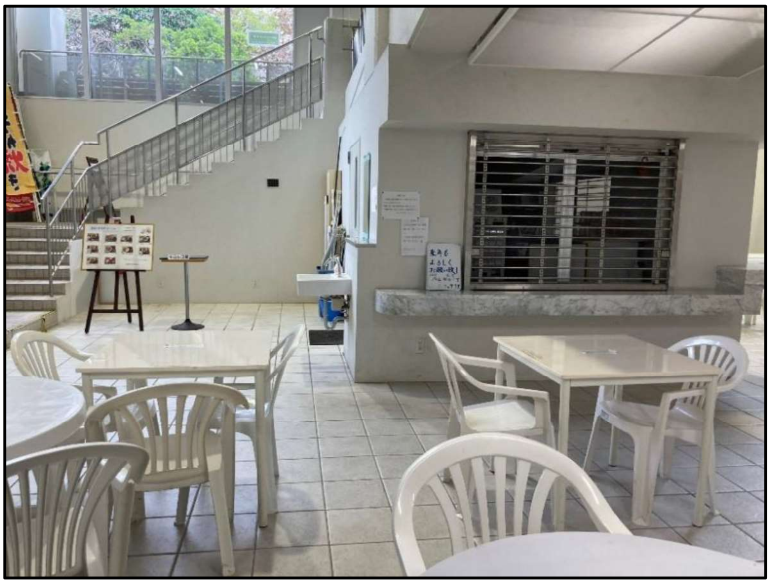

写真４

写真５

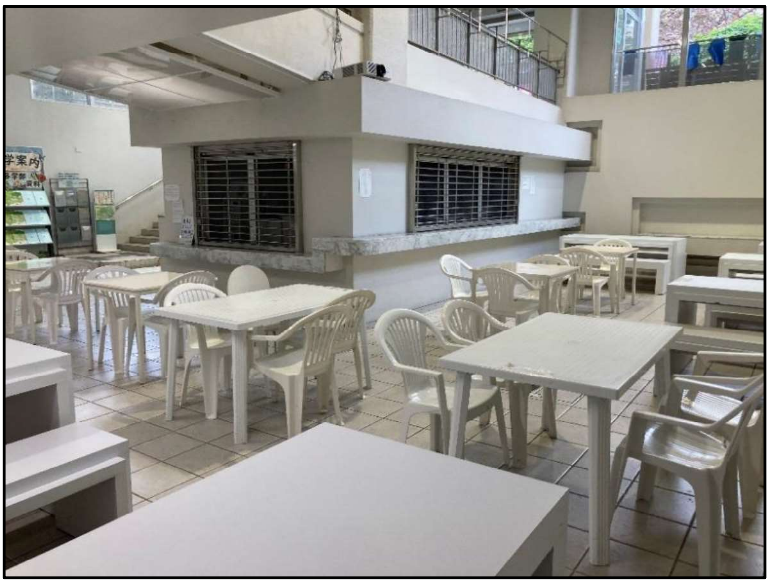

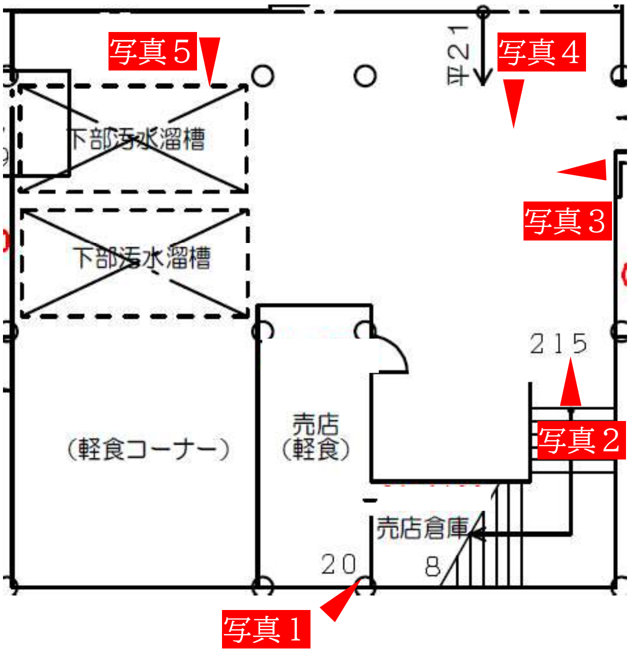

写真５
平21
写真４
下部汚水溜槽
写真３
下部汚水溜槽
215
売店
（軽食）
（軽食コーナー）
写真２
売店倉庫
20
8
写真１